



## 「職長・安全衛生責任者教育」開催のご案内

### 新発田労働基準協会

労働安全衛生法第60条に基づき事業者は、「新たに職長に任じられた者、その他作業を直接指揮又は監督する現場監督者（法定の作業主任者を除く）」に対し、安全衛生の教育を実施することが義務づけられております。

また、建設業におかれましては、「安全衛生責任者に対する安全衛生教育」についても平成12年3月28日付、基発第179号通達により規定されております。

さらに、令和5年4月1日から労働安全衛生法施行令の改正により「食品製造業」「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」が職長教育の対象の業種に加えられました。（職長教育を受けずに職長として現場での指揮監督をおこなった場合は、行政指導の対象となります。）

つきましては、「職長・安全衛生責任者教育」を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

#### 記

#### 1. 日時・会場

日	時	会 場	定 員	備 考
5月16日（木）	・ 9時～16時 （職長受講）	胎内市産業文化 会館（胎内市新 和町2番5号） （Tel 0254-43- 2330）	30名	職長・安責受講 講義（14時間）
	・ 9時～18時 （職長・安責受講）			職長受講 講義（12時間）
5月17日（金）	9時～16時 （職長・安責とも）			安全衛生責任者受講 講義（2時間）

※ 当日の受付は開始20分前から行います。

#### 2. 受講料（テキスト代込み、消費税を含む）

- ◆職長教育及び安全衛生責任者教育 16,000円（非会員18,000円）
  - ◆職長教育のみ受講 14,000円（非会員16,000円）
  - ◆※安全衛生責任者教育のみ受講 4,500円（非会員 6,500円）
- （※職長教育修了者に限る。 ⇒ 修了証のコピーを添付）

#### 3. 申込み方法

- (1) 申込書にご記入の上、FAX又は郵送等で5月7日（火）迄にお申込みください。

なお、受講料は、銀行振込（銀行振込受領証のコピーを添付）又は事務局に現金持参でお願いいたします。（原則前納でお願いしております。）

- 胎内市新和町2番5号（胎内市産業文化会館内）
- 新発田労働基準協会（Tel 0254-43-2330 Fax 0254-44-8561）
- 銀行送金先 第四北越銀行 中条中央支店 普通口座 No.1056361

(2) 受講者の変更は可能ですが、事前に連絡をお願いいたします。

4. その他

- (1) 全課程を修了した方には、修了証を交付いたします。
- (2) 携行品は、筆記用具、昼食（外食可）を持参下さい。
- (3) 検温、マスク着用、手指の消毒をお願いいたします。（グループ討議あり）

以上

..... このまま送信ください .....

(FAX 0254-44-8561)

「職長・安全衛生責任者教育」申込書

協会員  非協会員 (該当に✓を付してください)

事業所名	Tel		
	Fax		
所在地	〒		
受講教育	<input type="checkbox"/> 職長教育及び安全衛生責任者教育 <input type="checkbox"/> 職長教育 <input type="checkbox"/> 安全衛生責任者教育 (受講する教育に✓を付してください)		
※受付番号 (記入不要)	受講者氏名	生年月日	備考
		昭 平 . .	

(該当にレを付してください)

受講料 名分の \_\_\_\_\_ 円を添え申込みます。(振込予定 月 日)

事務所に現金持参 (来場予定 月 日)

令和 年 月 日

申込み責任者 \_\_\_\_\_

新発田労働基準協会 行

個人情報保護に関する法律により、ご記入いただいた個人情報については、本教育の実施および修了書の管理以外は使用いたしません。